

民間保存文書の電子的保存に関する対応の方向性について

平成 16 年 4 月 5 日
内閣官房 IT 担当室1. 民間に文書・帳票の保存を義務付けている法律の現状

- 民間に紙での文書・帳票の保存を義務付けている法律は 203 本。
- この法律のうち、当初から電子的に作成されたものに限り電子保存を容認しているものは 58 本であり、紙の状態のものをスキャナでイメージ化することも含めて電子保存を容認しているものは 48 本である。

2. 電子的保存に関する各省庁の検討状況（各省庁への調査を踏まえてまとめたもの）

- 多くの文書・帳票について、原則として紙の電子保存を容認する方向で対応を検討。
- その際、文書・帳票の性格等に応じた真実性・可視性等の確保の検討が必要。
（民間から強い要望のある税務関係書類についても、真実性・可視性等の確保を前提に同様の方向で対応を検討）

3. 統一的な法律（通称「e-文書法」）の法制化

- e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージにおいて盛り込まれた「統一的な法律（通称「e-文書法」）」については、内閣官房を中心に精査し、6 月頃を目途に IT 戦略本部に報告し、早期に国会に提出する。（4 月 1 日に内閣官房に法制準備室を設置）

現状

電子的保存に関する対応の段階	法律（本）
①電子保存容認 （当初紙で作成したものや他人から紙で受け取ったものでも電子保存を容認）	48
②一部容認 （当初から電子的に作成したものに限り電子保存を容認）	58 例）財務関係書類 税務関係書類
③書面に限定 （電子保存を容認せず）	122
計	203

各省庁の検討状況

法律（本）
188 例）財務関係書類 税務関係書類
9
14
203

注）法律の本数、電子的保存に関する対応の段階等は今後の精査・調整等により変動があり得る。
法律の計は重複を除いた本数。